

岩田合同法律事務所 ニュースレター  
2024年9月号



岩田合同法律事務所  
弁護士 [石川 裕彬](#)

## 第1 事案の概要

X（被控訴人、一審原告）は、平成4年から「ゴミサー」という名称で業務用生ごみ処理機を販売している。Y（控訴人、一審被告）は、平成8年頃にXの販売する上記生ごみ処理機（X商品）の販売代理店となったが、令和元年頃にX・Y間の販売代理店契約が終了した後、別の会社が製造する業務用生ごみ処理機（Y商品）を「ゴミサー」の名称で販売するようになり、Yのウェブページ上にY商品に関する表示を掲載し、その際、①X商品の写真を表示し、②製造元がXである旨の表示をし、③販売実績としてY商品の実際の販売数よりも過大な台数の表示をした。本件は、Xが、上記内容の広告表示をしたYの行為は不正競争防止法（以下「不競法」という。）2条1項20号にいう商品の品質を誤認させるような表示（品質誤認表示）をする行為に当たり、これによってXに営業上の損害が生じており、損害の金額については同法5条2項により、Y商品の販売によるYの限界利益がXの損害額と推定される等と主張し、Yに対して同条4項に基づく損害賠償請求をした事案である。

原判決はXの請求を認容し、Yが控訴した。なお、原判決は、Yの主張の摘示において、不競法5条2項の推定が覆滅されるとの主張を記載しておらず、同項の推定が覆滅されるか否かについて判断していない。

本判決は、Yによる広告表示は不競法2条1項20号の品質誤認表示に該当し、これによってXの営業上の利益が侵害されて損害が発生したと認められ、Xの損害については同法5条2項が適用され、表示がされていた期間においてYがY表示により受けた利益の額（Y

商品の販売による限界利益の額)が損害の金額であると推定されるが、この推定の一部は覆減され、その推定覆減の割合を5割と判断した事案である。

## 第2 本判決

### 1 品質誤認表示（不競法2条1項20号）該当性

本判決は、品質誤認表示該当性について概ね次のとおり述べた。

「生ゴミ処理機ゴミサー製造元エスキー工機株式会社」との表示は、控訴人商品は被控訴人が製造した商品であるとの事実を需要者に認識させるものである。上記表示がされた期間において、控訴人は被控訴人の製造した生ゴミ処理機の販売を行っておらず、この期間に控訴人が販売していた生ゴミ処理機はテクノウェーブが製造した商品（控訴人商品）であったから、上記表示は事実と異なる内容を記載したものである。

生ゴミ処理機のような機械は、その製造者によって、製造される機械が本来有すべき性能を備えるものとなっているか否か、不具合の多寡などが左右されるといえる。また、生ゴミ処理機は、小さいものでも1台約100万円、大きいものであれば1台数千万円もする高額の商品であることからすると、その需要者は、生ゴミ処理機の購入に当たっては慎重に検討を行い、その製造者についても、生ゴミ処理機の製造に関する実績を有する者であるか否か等を検討すると考えられ、上記表示を認識した需要者が、インターネット上の検索等により、被控訴人が製造する『ゴミサー』という名称の生ゴミ処理機が長期にわたって販売されてきた事実を把握し、被控訴人が製造元であるとされる控訴人商品の品質を信頼することがあり得るといえる。

以上によれば、控訴人商品の製造元が被控訴人であると表示したことは、需要者に対し、商品を購入するか否かの合理的な判断を誤らせる可能性があるから、生ゴミ処理機である控訴人商品の品質について誤認させるような表示に該当すると認められる。

## 2 損害額

### (1) 損害の発生及び損害額の推定

本判決は、損害の発生及び損害額の推定について概ね次のとおり述べた。

被控訴人商品と控訴人商品は、いずれも生ごみ処理機である上、被控訴人商品と控訴人商品の販売先（納入先の施設）及び販売エリアは一部において共通している。

被控訴人商品は、被控訴人と控訴人との間で被控訴人商品の販売代理店契約が締結されていた時期である平成4年ないし平成29年において、別紙「被控訴人商品販売台数一覧」記載のとおり台数が販売された。平成12年度における被控訴人商品の市場占有率は、約13.2パーセントとなり、同様に平成13年度から平成17年度までの市場占有率を算出すると、それぞれ、約11.1パーセント、約10.6パーセント、約6.9パーセント、約8.9パーセント、約9.4パーセントとなる。そうすると、被控訴人商品は、その販売台数が非常に多かったとまではいえず、高い市場占有率を得ていたともいえないが、長期にわたり、相当程度の台数の販売があり、ある程度の市場占有率を獲得していたものといえる。

以上の各事情を総合すれば、控訴人が、控訴人商品の製造元を被控訴人と表示し、控訴人商品の販売実績として実際よりも多い数値を表示した品質誤認表示によって、控訴人商品及び被控訴人商品の売上げに影響が及び、被控訴人の営業上の利益が侵害され、損害が発生したものと認められる。そして、控訴人の品質誤認表示による被控訴人の損害については、不正競争防止法5条2項が適用され、令和元年5月8日から令和5年4月30日までの期間において控訴人が控訴人表示によって受けた利益の額が被控訴人の受けた損害の額であると推定される。

## （2）推定の覆滅

本判決は、損害額の推定の覆滅について概ね次のとおり述べた。

不正競争防止法5条2項が適用されるためには、被侵害者に、侵害者による不正競争がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在することが必要と解されるから、そのような事情が認められない場合には、同項による推定が覆滅されるものと解される。

同法2条1項20号による不正競争においては、市場において競業他社が複数存在する状況において、侵害者の品質誤認表示がなかったとした場合に、特定の被侵害者の売上げのみが増加するという定型的な関係を認めることは困難であるから、他の類型の不正競争の場合に比較して、推定の覆滅が広く認められるべきであり、推定覆滅の事由としては、①侵害者と被侵害者の業務態様等に相違が存在すること（市場の非同一性）、②市場における競合品の存在及び被侵害者の市場占有率、③侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告等）、④侵害品の性能（機能、デザイン等品質誤認表示以外の性能）など、被侵害者の現実の損害

が、侵害者の得た利益よりも少ない事情を考慮すべきである。

控訴人商品及び被控訴人商品の市場においては、複数の競業他社が存在し、被控訴人商品はある程度の市場占有率を獲得していると認められるものの、その市場占有率は高いとはいえないから、推定覆滅事由にあたりと認められる。

控訴人代表者は保育園業界との人脈を有しており、控訴人は、被控訴人との間で被控訴人商品に関する販売代理店契約を締結していた時期において、この人脈を生かすとともに、保育関係の研修会等において被控訴人商品を展示するなどして、保育園に被控訴人商品を販売するための営業努力を行い、保育園に対して被控訴人商品を販売していたと認められる。そして、このような営業努力は、被控訴人と控訴人との販売代理店契約が終了し、控訴人がテクノウェブ製の控訴人商品を取り扱うようになった後も行われており、控訴人が、保育関係の研修会等において控訴人商品を展示したこともある。これらの事実によれば、控訴人による控訴人商品の販売先には保育園が含まれることが推認される。

以上によれば、控訴人による控訴人商品の販売については、控訴人の営業努力もこれに寄与したと認められるのであって、品質誤認表示のみによってその販売が達成されたとは認められないから、推定覆滅事由にあたりと認められる。

もっとも、控訴人が控訴人商品の販売についてした営業努力については、一部商品の展示以外には、その具体的内容の主張立証があるとはいえない。また、控訴人が営業努力を行った相手である保育園等において、控訴人商品を購入するか否かの判断に当たり、控訴人ウェブページに掲載された控訴人商品に関する情報を確認し、控訴人表示を認識した可能性があるから、控訴人の営業努力があったからといって、控訴人表示が控訴人商品及び被控訴人商品の売上げに影響を与えなかったと認められることにはならない。

以上の事情を総合すると、控訴人表示による損害額の算定における推定覆滅の割合は、5割と認めるのが相当である。

### 第3 コメント

不正競争防止法5条2項は、同条1項や3項と異なり、適用対象となる不正競争を限定していない。そのため、同法2条1項20号による不正競争（品質誤認表示）も適用対象になると解される。もっとも、侵害者による品質誤認表示がなかったとした場合に、被侵害者の売上のみが増加するという定型的な関係にはないといわれており、同法5条2項が適用される前提として、被侵害者に侵害者による不正競争がなかったならば利益が得られたであろう事実を立証する必要がある。

本件では、X商品とY商品はいずれも生ごみ処理機であり、その販売先及び販売エリアは一部共通しており、X商品は、長期にわたり相当程度の台数の販売があり、ある程度の市場占有率を獲得していたことから、侵害者による品質誤認表示により、被侵害者の営業上の利益が侵害され、損害が発生したと認定されている。そのため、本件では不正競争防止法5条2項が適用されると判示されている。同法5条2項の適用がされる前提としての事実の考慮要素について実務上参考になる。

次に、本判決は、同法5条2項による損害額の推定の覆滅に関し、同法2条1項20号による不正競争においては、市場において競業他社が複数存在する状況において、侵害者の品質誤認表示がなかったとした場合に、特定の被侵害者の売上げのみが増加するという定型的な関係を認めることは困難であるから、他の類型の不正競争の場合に比較して、推定の覆滅が広く認められるべき点を指摘し、上記①～④の推定覆滅事由を列挙している。これらの推定覆滅事由は実務上参考になる。

「生ごみ処理機」を指定商品とする「ゴミサー」の商標（登録5769618号）は、Y（控訴人、一審被告）が平成27年に取得している。また、当該商標について、令和元年9月20日にX（被控訴人、一審原告）は無効審判を請求しているが請求不成立となった。その後、控訴しているが、令和4年10月18日に請求棄却となり、さらに令和5年3月23日に上告受理申立却下となった。

一審原告は、本件について上記事情等もあり商標権侵害に基づく請求ではなく、不正競争防止法2条1項20号に基づく請求をしたと思われる。自己の標章を第三者に商標登録されてしまった場合であっても、不正競争防止法で対応することができた事例であったといえる。自己の商品・役務については商標登録をすることが基本であるが、万が一商標登録ができていなかった場合でも不正競争防止法による主張ができないか検討することは有用であろう。

ただし、不正競争防止法2条1項20号による不正競争（品質誤認表示）については、他の類型の不正競争の場合に比較して、損害額の推定の覆滅が広く認められることには留意が必要である。

【執筆者】



[石川 裕彬](#)（弁護士）

[hiroaki.ishikawa@iwatagodo.com](mailto:hiroaki.ishikawa@iwatagodo.com)

2010年名古屋大学理学部物理学科卒業。

2014年大阪大学法科大学院修了。2016年弁護士登録。

2021年～2023年特許庁審判部審判課勤務。

理系出身、特許事務所での勤務を経て、弁護士に転身。

弁護士登録後は特許権侵害訴訟をはじめとする知的財産案件を中心に、コーポレート案件、データ保護案件等を取り扱う。

### 岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約100名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階

岩田合同法律事務所 広報： [newsmail@iwatagodo.com](mailto:newsmail@iwatagodo.com)

※本ニューズメールは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。